○商業施設出店促進事業補助金交付要綱

平成22年3月31日
告示第93号
改正　平成23年3月3日告示第83号
平成24年3月30日告示第133号
平成25年10月1日告示第63号
平成26年11月27日告示第73号
平成29年3月31日告示第133号
令和2年3月31日告示第158号
令和3年3月31日告示第309号
令和4年3月28日告示第222号
令和5年3月31日告示第173号
令和6年1月26日告示第97号
令和8年4月22日告示第6号

（目的）

第1条　この要綱は、市内の空き地や空き家を活用して、商業施設を出店し、営業しようとする新規の事業主又は新分野へ進出し新たに商業施設を出店し、営業しようとする事業主に対し、商業施設の開設に係る費用の一部を補助することにより、市内での出店を強力に推進し、まちの賑わいを創出することを目的に、勝山市補助金等交付規則（昭和47年勝山市規則第12号。以下「規則」という。）に規定するもののほか必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　「空き地」とは、引き続き一定期間使用されていない土地(駐車場を含む。)をいう。

(2)　「空き家」とは、引き続き一定期間店舗、事務所又は住宅として使用されていない建物又は建物内の空間をいう。

(3)　「商業施設」とは、物品の販売、飲食又はサービスの提供等を行い、かつ、不特定多数の市民が利用することができる施設をいう。ただし、日本標準産業分類(令和5年総務省告示第256号。以下「産業分類」という。)に掲げる「宿泊業(大分類Mの中分類75)」に分類されるものを除く。

(4)　「新分野」とは、産業分類の小分類以上で、事業主が既に営業している商業施設とは異なる分類の業種とする。

2　前項第3号は、次のいずれにも該当するものとする。

(1)　1週につき5日以上営業を行うこと。

(2)　主として風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業その他市長が不適当と認める業を営むための施設でないこと。

(補助対象区域)

第3条　補助の対象となる区域は、市内全域とする。

2　前項の補助対象区域のうち、勝山市立地適正化計画(平成31年3月策定)に基づく都市機能誘導区域を、特別出店促進区域とする。

(勝山市歴史的まちなみ景観創出事業の併用)

第4条　補助対象区域のうち、勝山市歴史的まちなみ景観創出事業補助金交付要綱(平成18年勝山市告示第90号)第5条に規定する景観形成地区(以下「景観形成地区」という。)において商業施設を出店しようとする場合で、景観創出事業の補助対象となる外観整備を実施する場合は、景観創出事業を必ず併用するものとする。

(補助対象者)

第5条　補助の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たす者(以下「補助対象者」という。)とする。

(1)　市内の空き地又は空き家を活用しようとする者

(2)　自ら商業施設を出店しようとする新規の事業者又は自ら新分野へ進出し新たに商業施設を出店し営業しようとする事業者。ただし、同業種(産業分類において同じ小分類に属する業種)で新しい商業施設を出店しようとする場合及びチェーン店を除く。

(3)　勝山商工会議所(以下「商工会議所」という。)が主催する創業に係る研修に全て出席し、又は中小企業診断士若しくは商工会議所の経営指導員等による同等の指導を受け、商工会議所の推薦を受けた者

(4)　市税その他の徴収金を滞納していない者

2　市外から定住の意思をもって市内に新たに商業施設を出店する移住者は、市外に同業種の商業施設を有していても前項第2号の新規の事業者とみなすものとする。

3　前項により補助金の対象となる者は、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

(1)　平成29年3月1日以降に、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定に基づき、勝山市に転入した者

(2)　転入日の日から起算して、過去3年以内に勝山市に居住した実績がない者

(3)　第15条の事業経過の報告期間は継続して勝山市に住所を有し、居住する意思を有する者

(補助対象事業)

第6条　補助の対象となる事業は、次に掲げる条件を全てを満たす商業施設を開設する事業(以下「補助対象事業」という。)とする。

(1)　当該事業が、商工会議所が「空き店舗活用協議会」の意見を聴き推薦したものであること。

(2)　当該事業が、景観に配慮し、所在する地域に調和する事業であり、かつ、当該地域の振興に寄与する事業と市長が認めたものであること。

(3)　当該事業を5年以上継続することが見込まれるものであること。

(補助対象事業費及び経費)

第7条　補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、前条の補助対象事業に要する経費のうち次に掲げる経費とする。ただし、景観形成地区において商業施設を出店しようとする場合は、当該補助対象事業の補助対象経費から景観創出事業の対象経費を除いた工事費とする。

(1)　商業施設の店舗部分の新築、増築、改築、改修又は模様替えの工事費(以下「店舗改修等工事費」という。)

(2)　商業施設開業の日の属する月の翌月から起算して36か月間の当該土地又は建物の賃借料(以下「賃借料」という。)。ただし、補助対象者が、当該土地又は建物の所有者と賃貸借契約を締結した場合に限る。

(補助金の額及び補助率)

第8条　店舗改修等工事費に対する補助金の額は、当該工事費の2分の1以内の額で、次に掲げる金額を限度とし、予算の範囲内で交付する。ただし、当該補助金は、原則として、当該事業に着手した日の属する年度内に事業が完了した場合に交付するものとする。

(1)　勝山市に居住又は居住予定の者であって、勝山市に住所を有する、又は事業完了までに住所を有する予定のもの　100万円

(2)　勝山市以外に住所を有するもの　50万円

(3)　第1号に該当する者であって、女性又は申請時に39歳以下のもの　120万円

(4)　第2号に該当する者であって、女性又は申請時に39歳以下のもの　60万円

(5)　第1号に該当する者であって、第3条第2項に定める特別出店促進区域への出店又は観光の産業化に資する商業施設を出店するもの　200万円

(6)　第2号に該当する者であって、第3条第2項に定める特別出店促進区域への出店又は観光の産業化に資する商業施設を出店するもの　100万円

(7)　第5号に該当する者であって、女性又は申請時に39歳以下のもの　240万円

(8)　第6号に該当する者であって、女性又は申請時に39歳以下のもの　120万円

2　前項の観光の産業化に資する商業施設とは、不特定多数の観光客及び市民が利用することができる施設であって、次のいずれかの事業を行う施設とする。

(1)　菓子小売業等　産業分類に掲げる業種のうち、次のいずれかに該当し、観光客向けに商品等の販売を行っている事業をいう。

ア　「各種商品小売業(大分類Iの中分類56)」のうち、「その他の各種商品小売業」に分類されるもの

イ　「織物・衣服・身の回り品小売業(大分類Iの中分類57)」のうち、「呉服・服地・寝具小売業」、「その他の織物・衣服・身の回り品小売業」に分類されるもの

ウ　「飲食料品小売業(大分類Iの中分類58)」のうち、「各種食料品小売業」、「鮮魚小売業」、「酒小売業」、「菓子・パン小売業」、「その他の飲食料品小売業」に分類されるもの

(2)　飲食業　産業分類に掲げる「飲食店(大分類Mの中分類76)」のうち、「食堂、レストラン」、「専門料理店」、「そば・うどん店」、「すし店」、「喫茶店」、「その他の飲食店」に分類されるものをいう。

3　賃借料に対する補助金の額は、当該賃借料の2分の1以内の額で、月額5万円(女性又は申請時に39歳以下の者は、月額6万円)を限度とし、予算の範囲内で交付する。ただし、当該補助金は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する行為が完了した年度に交付するものとする。

(1)　賃借料の支払

(2)　前号に係る賃借期間の営業

4　第1項及び第2項で算出された補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第9条　店舗改修等工事費に対する補助金の交付を受けようとする者は、商業施設出店促進事業補助金交付申請書(店舗改修等工事費)(様式第1号。以下「交付申請書(店舗改修等工事費)」という。)に次に掲げる書類を添付し、原則として工事着工前までに市長に申請するものとする。

(1)　事業計画書

(2)　位置図

(3)　配置図又は平面図

(4)　改修図面(立面図又は展開図、仕上表等)

(5)　現況写真

(6)　工事見積書

(7)　契約書の写し

(8)　申請者の納税証明書(申請年の1月1日時点で市外に住民登録がある場合)

2　店舗改修等工事費に対する補助金については、当該年度及び過去5年以内に当補助事業の交付決定を受けた事業主は、補助対象外とする。

3　賃借料に対する補助金の交付を受けようとする者は、商業施設出店促進事業補助金交付申請書(賃借料)(様式第2号。以下「交付申請書(賃借料)」という。)に次に掲げる書類を添えて、開業日から1月以内(2年目以降は、当該年度の4月中)に市長に申請するものとする。ただし、米価による契約の場合は、当該年度の土地の価格が決定したときから1月以内に申請するものとする。

(1)　当該土地又は建物の賃貸借契約書の写し

(2)　申請者の納税証明書(申請年の1月1日時点で市外に住民登録がある場合)

(交付の決定)

第10条　市長は、交付申請書(店舗改修等工事費)又は交付申請書(賃借料)が提出された場合は、その申請に係る審査及び必要に応じて行う現地調査等により補助金を交付すべきものと認めたときは補助金の交付を決定し、申請者に対して、規則第6条の2に規定する補助金交付決定通知書(以下「交付決定通知書」という。)を発行し、その旨を通知するものとする。

(計画変更及び中止の届出)

第11条　申請者は、申請した事業について、その内容を変更又は中止しようとする場合であって次に掲げるときは、速やかに商業施設出店促進事業補助金変更(中止)届(様式第3号。以下「変更(中止)届」という。)を提出し、市長の承認を受けなければならない。

(1)　交付決定額の10%以上を減額するとき。

(2)　交付決定額の範囲内で予算の項目において20%以上の増減が生じるとき。

(3)　当初計画していた事業内容を行わなくなったとき。

(4)　当初計画していなかった事業内容を行うこととなったとき。

2　前項各号以外の軽微な変更と認められるものについては、実績報告書を提出する際に届け出ることにより変更(中止)届に代えることができる。

3　市長は、第1項の変更(中止)届の提出があったときは、商業施設出店促進事業変更(中止)承認通知書により変更又は中止を承認する旨の通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第12条　申請者は、第9条第1項により申請した事業に係る支払を完了したときは、商業施設出店促進事業補助金実績報告書(店舗改修等工事費)(様式第4号。以下「実績報告書(店舗改修等工事費)」という。)に次に掲げる書類を添えて、支払完了後30日以内又は補助金の交付決定を受けた会計年度の3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

(1)　工事費の領収書の写し

(2)　工事完成写真

(3)　その他市長が必要と認める書類

2　申請者は、第9条第3項により申請した事業に係る支払を完了したときは、商業施設出店促進事業補助金実績報告書(賃借料)(様式第5号。以下「実績報告書(賃借料)」という。)に賃借料の領収書又は振込を確認できる書類の写しを添えて、支払完了後30日以内又は補助金の決定を受けた会計年度の3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

(検査及び補助金額の決定)

第13条　市長は、実績報告書の提出を受けた後、申請書、実績報告書及び関係書類に基づき検査を行い、申請書の内容及び交付決定通知書の条件に適合するかどうかを確認し、適正であると認められるものに対して交付する補助金の額を確定し、申請者に通知する。

2　市長は、前項の検査の結果、適正と認められないものに対し、当該補助金の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、市長は、速やかに申請者に対し補助金額の変更を通知するものとする。

（補助金の請求）

第14条　補助金の交付を受けようとする者は、請求書を市長に提出するものとする。

（事業経過の報告）

第15条　申請者は、商業施設開業の属する月の翌月から5年間、それぞれ1年間の経営状況等について、毎年1回商業施設出店促進事業補助金経過報告書（様式第6号）により市長に報告しなければならない。

（補助金の返還）

第16条　市長は、規則第10条の規定に該当する場合のほか、当該補助金の交付対象となった商業施設を開設した日の翌日から起算して5年未満で廃業又は長期間休業する等商業施設に該当しなくなった場合は、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（財産処分の制限）

第17条　申請者は、この補助事業により取得した財産について、事業の完了した日が属する年度から起算して5年間、市長の承認を受けないで、補助金の交付目的に反して使用、譲渡、交換、貸付け又は担保に供してはならない。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

（その他）

第18条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附　則（平成23年3月3日告示第83号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附　則（平成24年3月30日告示第133号）

（施行期日）

1　この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2　既に交付決定を受けているものについては、なお従前の例による。

附　則（平成25年10月1日告示第63号）

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附　則（平成26年11月27日告示第73号）

1　この要綱は告示の日から施行する。

2　この要綱の施行の日において、既に賃借料の補助を受けている者については、なお従前の例による。

附　則（平成29年3月31日告示第133号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附　則（令和2年3月31日告示第158号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附　則（令和3年3月31日告示第309号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附　則（令和4年3月28日告示第222号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附　則（令和5年3月31日告示第173号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附　則(令和6年1月26日告示第97号)

(施行期日)

1　この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　この要綱の施行前に、この要綱による改正前の勝山市商業施設出店促進事業補助金交付要綱第10条の規定により交付の決定がなされた補助事業については、なお従前の例による。

附　則(令和8年4月22日告示第6号)

この要綱は、告示の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

様式第１号(第９条関係)

年　　月　　日

勝　山　市　長

申請者　住　　所
事業所名
事業主氏名
連　絡　先

年度　商業施設出店促進事業補助金交付申請書（店舗改修等工事費）

商業施設出店促進事業補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき、みだしの事業の補助金を受けたいので下記のとおり申請します。

記

事業所名	フリガナ
事業実施場所	勝山市
補助事業に要する経費	円
補助対象経費	円
補助申請額 （工事費の1/2以内、200万円限度 1,000円未満切捨）	円
事業の開始及び完了予定年月日	年　月　日から 年　月　日まで

売上高等の計画（月平均）

	年　月 （改修１年後の計画）	年　月 （改修２年後の計画）	年　月 （改修３年後の計画）	年　月 （改修４年後の計画）	年　月 （改修５年後の計画）
売 上 高	万円	万円	万円	万円	万円
従業員数	人	人	人	人	人
来店者数	人	人	人	人	人

添付書類

１．事業計画書
２．位置図
３．平面図又は配置図
４．改修図面（立面図又は展開図・仕上表等）
５．現況写真
６．工事見積書
７．契約書の写し
８．申請者の納税証明書（申請年の1月1日時点で市外に住民登録がある場合）

様式第２号(第９条関係)

年　　月　　日

勝　山　市　長　　様

申請者　住　　所
フ リ ガ ナ
事業主氏名
連　絡　先

年度　商業施設出店促進事業補助金交付申請書（賃借料）

商業施設出店促進事業補助金交付要綱第9条第3項の規定に基づき、みだしの事業の補助金を受けたいので下記のとおり申請します。なお、住民登録の状況、所得課税状況その他補助金の交付決定に必要な事項を勝山市長が官公署、関係人に調査し、報告を求めることに同意します。

記

事業所名	フリガナ
事業実施場所	勝山市
補助事業に要する経費	円
補助金申込額 （賃借料の1/2、 月額5万円限度、 1,000円未満切捨）	円
店舗を開店した日又は予定日	年　　月　　日

売上高等の計画（月平均）

	年　　月 （改修１年後の計画）	年　　月 （改修２年後の計画）	年　　月 （改修３年後の計画）
売 上 高	万円	万円	万円
従業員数	人	人	人
来店者数	人	人	人

添付書類

１．土地又は建物の賃貸借契約書の写し

２．申請者の納税証明書（申請年の1月1日時点で市外に住民登録がある場合）

※勝山市商業施設出店促進事業の店舗改修等工事費と併せて申請する場合は、２の書類は添付不要。

様式第３号(第11条関係)

年　　月　　日

勝　山　市　長

申請者　住　　所
事業所名
事業主氏名
連絡先

年度　商業施設出店促進事業補助金変更（中止）届

年　　月　　日付け勝　　第　　号で交付決定のあった商業施設出店促進事業について、その内容の一部を変更（中止）したいので商業施設出店促進事業補助金交付要綱第11条第1項の規定に基づき、変更（中止）届を下記のとおり提出します。

記

1　変更（中止）の内容

2　変更（中止）の理由

3　事業の進捗状況

様式第４号(第12条関係)

年　　月　　日

勝　山　市　長

申請者　住　　所
事業所名
事業主氏名
連　絡　先

年度　商業施設出店促進事業補助金実績報告書（店舗改修等工事費）

年　　月　　日付け勝　　第　　号で交付決定のあった商業施設出店促進事業（店舗改修等工事費）が完了したので、商業施設出店促進事業補助金交付要綱第12条第1項の規定に基づき関係書類を添えて提出します。

記

１　補助事業の名称

２　補助金交付決定額およびその精算額
交付決定額：　　円
精　算　額：　　円
３　工事期間
令和　　年　　月　　日～令和　　年　　月　　日
４　補助事業の成果
別紙「事業実施報告書」のとおり
５　添付書類
・工事費の領収書の写し
・工事完成写真

事業実績報告書

1　事業所名称
　　（住所）
　　（事業所名）

2　開店日

4　総工事費

5　収支決算

（1）収支の部

区　　分	金　　額（円）			備　　考
	決算額	予算額	差引	
合　　計				

（2）支出の部

区　　分	金　　額（円）			備　　考
	決算額	予算額	差引	
合　　計				

様式第５号(第12条関係)

年　　月　　日

勝　山　市　長

申請者　住　　所
事業所名
事業主氏名
連　絡　先

年度　商業施設出店促進事業補助金実績報告書（賃借料）

年　　月　　日付け勝　　第　　号で交付決定のあった商業施設出店促進事業（賃借料）が完了したので、商業施設出店促進事業補助金交付要綱第12条第2項の規定に基づき関係書類を添えて提出します。

記

1　添付書類
(1)　賃借料の領収書又は振込を確認できる書類の写し

様式第６号(第15条関係)

年　　月　　日

勝　山　市　長

申請者　住　　所
事業所名
事業主氏名
連　絡　先

年度　商業施設出店促進事業補助金経過報告書

商業施設出店促進事業補助金交付要綱第15条の規定に基づき、経過報告書を提出します。

記

１．実績数値　（月平均）

	年　　月	年　　月
	開業月の翌月から　　年後の数値 （創業時の計画の数値）	開業月の翌月から　　年後の数値 （実績数値）
売 上 高	万円	万円
従業員数	人	人
来店者数	人	人

様式第1号(第9条関係)

様式第2号(第9条関係)

様式第3号(第11条関係)

様式第4号(第12条関係)

様式第5号(第12条関係)

様式第6号(第15条関係)